

沖縄県における環境影響評価について

1 環境影響評価について

- (1) 人々が豊かに暮らしていくためには、道路や空港、ダム、発電所の建設などが必要である。しかし、いくら必要な開発事業であっても、環境に悪影響を与えていいということではない。そのため、開発事業による環境への悪影響を防止するために、事業の内容を決定するに当たって、環境の保全についてあらかじめよく考えておくことが重要となる。そのため考えられたのが環境影響評価（環境アセスメント）制度である。
- (2) 「環境影響評価（EIA : Environmental Impact Assessment）＊」とは、事業の実施が環境へ及ぼす影響について、事業者自らが、あらかじめ調査、予測及び評価を行うとともに、その過程において環境保全措置を検討し、当該措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価することをいう。また、環境影響評価の「手続」において、事業者が、環境影響評価の結果を公表し、地域住民など環境保全の見地から意見を有する者や地方公共団体から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境影響評価の結果を環境保全措置などの事業内容に関する決定に反映させることによって、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための制度である。
- ＊一般には、環境影響評価（EIA:environmental impact assessment）という用語の他に、環境アセスメント（EA : environmental assessment）という用語も用いられており、EIAは、主に事業アセスメントを指して用いられる傾向にある。
- (3) 環境影響評価制度は、事業者がよりよい環境配慮を行うことを支援するための環境に関する情報交流の手続を定めた手続法であり、事業の可否を決定する許認可制度ではない。事業の可否については、免許等権者又は事業者自らにおいて判断される。ただし、法及び条例では、対象事業に係る免許等権者は、対象事業の免許等に係る法令（公有水面埋立法や廃棄物処理法等）に基づいて免許等に係る審査を行う際は、評価書の内容に基づき、環境保全について適正な配慮がなされるものかどうかを審査しなければならないとする条項（横断条項）が設けられている。

2 環境影響評価制度の経緯について

(1) 環境影響評価制度の経緯

- 1969 (S44) 年 アメリカが「国家環境政策法（NEPA）」を制定
 - ・環境影響評価制度は、1969年（昭和44年）に制定されたアメリカの「国家環境政策法（NEPA : National Environmental Policy Act）」において初めて制度化された。以来、世界各国で、その制度化が進んできた。
- 1972 (S47) 年 6月 「国連人間環境会議」（ストックホルム）
 - ・人間環境宣言の採択、環境保護のための国際的行動計画の採択、国連環境計画（UNEP）の設立の合意等
 - ・日本は、環境アセスメント制度を導入するという意思表明を行った。
- 1972 (S47) 年 6月 「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
 - ・国の行政機関は、その所掌する公共事業に限って、本格的な環境影響評価に関する取り組みが始まった。

- ・国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対し「必要に応じ、あらかじめ、その環境に及ぼす影響の内容、程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」を取るよう指導することとした。
- 1972 (S47) 年 7 月 四日市公害裁判の判決
 - ・判決理由において、事前に環境に与える影響を調査研究して立地する注意義務がある旨が述べられ、その欠如をもって被告企業の「立地上の過失」があるとした。これは、環境影響評価の必要性を判例上明確にしたものとして位置づけられている。
- 1972 ~ 1973 (S47 ~ 48) 年 個別法による環境影響評価の導入が進む
 - ・港湾法、公有水面埋立法の改正、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定、自然環境保全基本指針等の制定等で環境影響評価に関する方針が示された。
 - ・また、発電所の立地（昭和 52 年、通産省省議決定）、整備 5 新幹線（昭和 54 年、運輸省通達）等、行政指導の形でも環境影響評価が行われた。
- 1975 (S50) 年 12 月 環境庁が中央公害対策審議会に「環境影響評価制度の在り方について」諮問
- 1979 (S54) 年 中央公害対策審議会の答申
 - ・「速やかに環境影響評価の法制度を諮られたい」旨の答申
- 1980 (S55) 年 大平内閣総理大臣の意向により「環境影響評価法案に関する関係閣僚協議会」が設置
- 1980 (S56) 年 5 月 政府としての法案原案の取りまとめ。電源立地への影響などを懸念する産業界の反発が強く、国会提出に至らず。
- 1981 (S56) 年 4 月 環境庁が発電所を削除した形の旧「環境影響評価法案」を国会に提出
- 1983 (S58) 年 11 月 衆議院の解散に伴い、旧法案は審議未了で廃案。国会再提出も見送り
- 1984 (S59) 年 8 月 「環境影響評価の実施について」を閣議決定（28 日）
 - ・当面の事態へ対応するため「環境影響評価の実施について」を閣議決定（28 日）（初の統一的な手続を持つ環境影響評価制度を、法律ではなく行政指導により制度化。通称「閣議アセス」）
 - ・その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき実施されてきた。
- 1985 (S60) 環境アセスメントに関する EC 指令の採択
- 1992 (H4) 年 6 月 地球サミット（環境と開発に関する国連会議/UNCED）の開催
 - ・持続可能な開発を実現のための具体的な対応策を得ることを目的として、ブラジルのリオデジャネイロで開催
 - ・「環境と開発に関するリオ宣言」等の採択
- 《リオ宣言（27 の原則から構成）の主な原則》
 - [第 4 原則] 持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可欠の部分とならなければならず、それから分離しては考えられないものである。
 - [第 11 原則] 各国は、効果的な環境法を制定しなくてはならない。
 - [第 17 原則] 国の手段としての環境影響評価は、環境に明白な悪影響を及ぼしかねない対象について行われなければならない、権威ある国家機関の決定の対象とすべきである。
- 1992 (H4) 年 9 月 「沖縄県環境影響評価規程」の告示（18 日）
 - ・同規程は 1993 (H5) 年 2 月 1 日に施行
 - ・告示形式の行政指導の範疇を越えないもので環境影響評価を行ってきた。
- 1993 (H5) 年 11 月 「環境基本法」の公布（19 日）
 - ・「環境と開発に関するリオ宣言」の採択を受けて制定された。
 - ・同法において初めて、国全体の施策として環境影響評価の推進が法律上位置付けられた。

- 1994 (H6) 年 7 月 「環境影響評価制度総合研究会」の設置
 - ・環境基本法の国会審議の過程で、法制化も含め環境影響評価制度の所要の見直しを検討する旨の宮沢総理大臣の答弁を受けて、関係省庁の参加の下に環境庁に「環境影響評価制度総合研究会」が設けられた。
 - ・平成 8 年 6 月には同研究会の報告が取りまとめられた。
- 1996 (H8) 年 6 月 内閣総理大臣（臨時代理：国務大臣 梶山静六）が中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問（28 日）
- 1997 (H9) 年 2 月 中央環境審議会の答申（10 日）
- 1997 (H9) 年 3 月 「環境影響評価法案」の閣議決定（28 日）。国会へ提出
- 1997 (H9) 年 6 月 「環境影響評価法」の公布（13 日）
 - ・日本の法制化は、OECD 加盟 29 カ国中最後となった。
 - ・日本における環境影響評価は、開発事業が環境に及ぼす環境影響評価いわゆる事業アセス（project EIA）であるが、これは、事業者自らが主体的に環境保全上の配慮を行うことがアセスの目的であるからである。
- 1999 (H11) 年 6 月 「環境影響評価法」の全面施行（12 日）
- 2000 (H12) 年 4 月 「沖縄県環境基本条例」の施行（1 日）
 - ・同条例の基本的な施策として「環境影響評価の推進」が位置付けられた。
- 2000 (H12) 年 12 月 「沖縄県環境影響評価条例」の制定（27 日）
- 2001 (H13) 年 11 月 「沖縄県環境影響評価条例」の全面施行（1 日）

(2) 条例制定の経緯

- ア 本県においては、平成 4 年に制定した沖縄県環境影響評価規程（以下「規程」という。）に基づいて環境影響評価が実施されてきたが、次のことから、平成 12 年に沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を制定した。
 - 平成 5 年 11 月の「行政手続法」の制定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上が求められるようになったこと。
 - 平成 11 年 7 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の制定に伴う地方自治法の改正により、事業者等に義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならない旨の条文が規定されたこと。
 - 環境影響評価法（以下「法」という。）の対象外の事業等について、本県の自然環境保全の観点から、この条例で規定する必要があったこと。
 - 沖縄県環境基本条例（平成 12 年沖縄県条例第 15 号）の施行により環境保全の基本的施策の一つとして同条例第 15 条において「環境影響評価の推進」が位置づけられたこと。
 - 平成 4 年に制定した規程は、告示形式の行政指導の範疇を超えないものであるため、強制力を付与するために条例を制定する必要があったこと。
 - 環境影響評価法において、同法は、地方公共団体が環境影響評価に関する事項を条例を定めることについて妨げるものではない旨が規定されていること。

イ 条例制定の経緯

- 平成 12 年 1 月 18 日 沖縄県環境審議会（会長：池田孝之）へ条例の骨子について諮問
- 平成 12 年 1 月 26 日 県関係部局への説明会を開催
- 平成 12 年 2 月 4 日 国及び市町村への説明会を開催
- 平成 12 年 3 月 7 日 民間事業者等への説明会を開催
- 平成 12 年 1 月 31 日～3 月 30 日 県民意見の募集
- 平成 12 年 8 月 15 日 沖縄県環境審議会からの答申

- 平成 12 年 12 月 27 日 沖縄県環境影響評価条例の公布（沖縄県条例第 77 号）
- 平成 13 年 8 月 3 日 沖縄県環境影響評価条例施行規則（沖縄県規則第 87 号）の公布
- 平成 13 年 10 月 2 日 沖縄県環境影響評価技術指針（沖縄県告示第 678 号）の公布
- 平成 13 年 11 月 1 日 条例の全面施行

ウ 条例の周知

- 「沖縄県環境影響評価条例の施行について」（平成 13 年 10 月 30 日付け文政第 939-1 号、部長名発）を関係機関（沖縄総合事務局、市町村等）へ送付
- 説明会の開催
 - ・平成 13 年 10 月 15 日 南部地区説明会（本庁舎講堂）
 - ・平成 13 年 10 月 17 日 南部地区説明会（自治会館）
 - ・平成 13 年 10 月 18 日 八重山地区説明会（八重山支庁会議室）
 - ・平成 13 年 10 月 19 日 宮古地区説明会（宮古保健所会議室）
 - ・平成 13 年 10 月 22 日 中部地区説明会（農民研修センター）
 - ・平成 13 年 10 月 23 日 北部地区説明会（北部保健所会議室）
- 環境影響評価条例関係例規集・パンフレットの作成
- 県広報誌「美ら島沖縄」（平成 13 年 10 月号）への掲載
- 県ホームページへの条例・規則の掲載

(3) 地方公共団体における条例の整備状況

平成 11 年 6 月の環境影響評価法の施行に伴い、平成 22 年 4 月 1 日現在で、47 都道府県・15 政令指定都市（計 62 団体）において、環境影響評価条例が制定・施行済みである。

3 環境影響評価の手続について

(1) 対象事業

法及び条例においては、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であって、かつ、法令上、当該事業の内容の決定に環境影響評価の結果を反映させられる方法（許認可等）があることにより、当該事業において環境保全上の配慮が確保されるものを対象事業として定めている。

ア 法の対象事業（別紙 1 参照）

- 国が関与する、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの 13 種類の事業種
- それぞれの事業種について、「第一種事業」と「第二種事業」の対象規模が定められている。
※第一種事業：法に基づく環境影響評価の手続を必ず行う事業
第二種事業：第一種事業に準ずる規模で、法に基づく手続を行うかどうかを個別に判定する事業

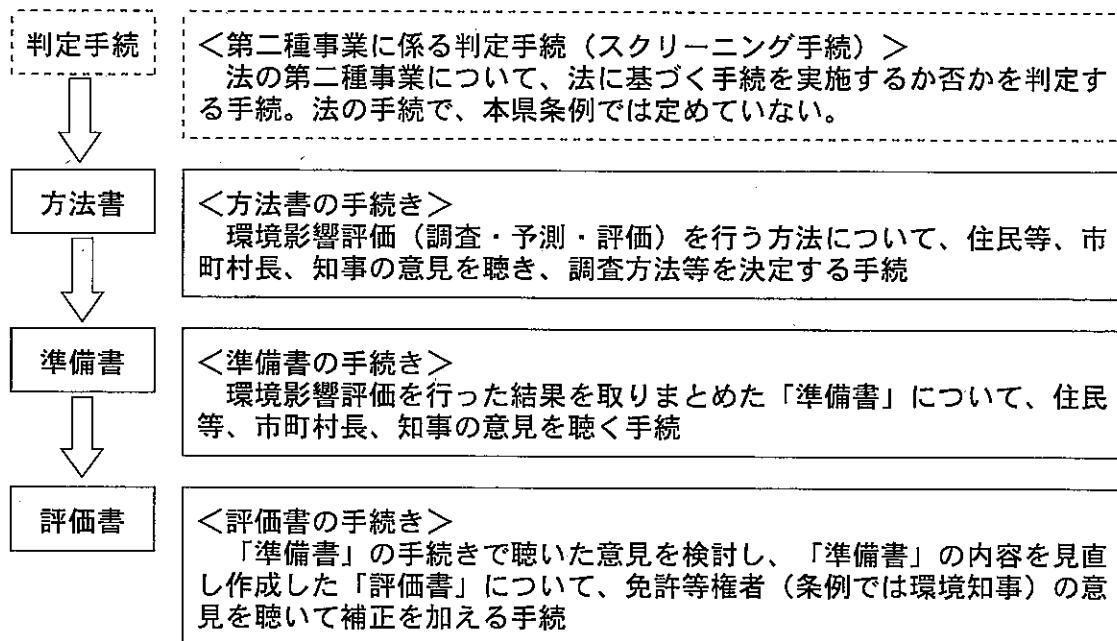
イ 条例の対象事業（別紙 2 参照）

- 法の対象外の小規模な事業に民間事業も含めた 20 種類の事業種
- 条例では、法における第一種事業、第二種事業といった区分はない。しかし、環境への配慮が特に必要な国立公園特別地域等を「特別配慮地域」として設定し、当該地域で行われる事業については、対象規模をさらに小規模に定めている。
- 高速自動車国道、新幹線、原子力発電所については、法ですべての規模が対象となっていることから条例の対象事業から除外している。

(2) 環境影響評価の手続

ア 環境影響評価の手続は、事業実施前のある程度、事業計画（規模、事業実施区域、その他基本的諸元など）が明らかになった段階で開始される。

イ 法・条例の手続は、大きく「方法書」「準備書」「評価書」の3段階の手続に分かれる。
(別紙3・4参照)



ウ 法・条例においては、環境保全の見地から意見を有する者（以下「住民等」という。）や、知事が意見を述べる手続を定めている。また、知事が意見を述べる際には、沖縄県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）及び関係市町村長から意見を聞く手続を定めている。

なお、環境影響評価制度における住民等や知事、関係市町村長の意見は、「環境保全の見地からの意見」に限られている。

エ 事業者は、住民等や知事の意見を勘案して、必要に応じ、事業内容や環境影響評価の内容等を再検討していくことになる。

オ 手続に係る特例

○都市計画に係る特例

- ・環境影響評価の手続は、事業者が行うことが基本であるが、対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画に定められる場合には、環境影響評価制度と都市計画制度との調整を図る必要があるため、事業者に代わって、都市計画決定権者が環境影響評価の手続を行う。

○港湾計画に係る特例

- ・港湾は、人と物の交流を支える交通基盤として、また、国民生活や産業活動を支える基盤として多様な利用がなされており、港湾計画の策定の際には、これまでにも環境影響の把握が行われてきたことから、港湾計画の策定が環境影響評価の対象となっている。
- ・港湾計画に係る環境影響評価は、個々の事業についてのアセスではなく計画についてのアセスであるため、港湾施設の建設等に係る工事による影響は対象としていない。

○発電所に係る特例

- ・発電所については、電源立地の円滑化のため、通商産業省の省議アセス制度において、手

続きの各段階から国が監督指導し十分な実績を上げてきていること、民間事業者の個別事業が、電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つ、という特殊な性格を有するものであることから、アセス法の手続きに加えて、電気事業法を改正し、手続きの各段階で国が関与する特例を設けている。

(3) 環境影響評価の手続後の手続

ア 環境影響評価の手続後に、個々の法令に基づく免許等に係る手続が行われる。

イ 免許等を得て事業に着工した後には、条例に基づく「事後調査の手続」が行われる。

○事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や環境保全措置の効果に係る知見が不十分である場合など、環境影響評価の不確実性を補うために実施するもので、その結果により環境保全措置の追加や修正を行うもの。事業者は、事後調査を実施した場合は、事後調査報告書を作成し、知事に送付するとともに、これを公表する。

○環境影響評価の不確実性を補うために実施するものであるため、評価書において、事後調査を実施する必要はないと判断して、事後調査を実施しない場合もある。

※環境影響評価は、事業の実施に当たりあらかじめ行うものであるため、事後調査は、環境影響評価に含まれない。

(4) 法と条例との主な相違点について

ア 特別配慮地域の設定

○ 条例では、法における第一種事業、第二種事業のように規模の違いによる区分は設けていないが、本県で自然環境の保全上特に重要な地域（自然関連法及び条例に基づき指定された地域）を「特別配慮地域」として設定し、対象事業種であって事業の全部又は一部が特別配慮地域内で行われる事業については、一般的な地域よりも条例の対象となる規模の要件を小規模（50 %程度）に設定している。

イ 沖縄県環境影響評価審査会の設置

○ 条例では、環境影響評価、事後調査等に関する技術的な事項を調査審議させるための知事の諮問機関として沖縄県環境影響評価審査会を設けており、方法書、準備書、評価書等に対する知事意見を述べる際に審査会の意見を聞くこととしている。法では、外部審査機関の設置はない。

ウ 事後調査手続の設置

(7) 条例では、事後調査の結果を報告する手続を義務化している。事業者は、事後調査報告書を作成し、これを公告・縦覧するとともに、知事に送付することとしている。知事は、当該報告書に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(イ) 法においては、これまで事後調査手続を設けてなかったが、今回の改正法において、事後調査手続として、環境保全措置等の結果を報告・公表する「報告書手続」が設けられた。

エ 法対象事業への条例手続の準用（法対象事業の特例）

○ 審査会への諮問や、事後調査の実施等、法対象事業に対しても条例の手続を準用する規定を設けている。

4 沖縄県における環境影響評価の実施状況について

(1) 環境影響評価の実施状況（平成23年3月末現在）（案件一覧：別紙5参照）

旧制度	件数	現行制度	手続中	手続終了	廃止	計	総計
閣議アセス	7件	法アセス	4件	4件	2件	10件	17件
規程アセス	21件*	条例アセス	7件	14件	2件	23件	44件
自主アセス	2件	自主アセス	0件	3件	0件	3件	5件
計	30件	計	11件	21件	4件	36件	66件

※うち2件は、経過措置により条例の事後調査手続を適用（事後調査中1件）

(2) 環境影響評価の年度毎の実施状況（平成23年3月末現在）

	閣議	規程	法	条例	自主	合計
昭和62年度	1					1
平成2年度	1				1	2
3	1					1
4						0
5		2				2
6	2	4				6
7	1	4				5
8		1				1
9		3				3
10	1	2			1	4
11			1			1
12		5 ^{*1}	1			6
13			1	5 ^{*1}		6
14			1	8	2	11
15			1	1		2
16			2			2
17				3	1	4
18						0
19			1	3		4
20				2		2
21				1		1
22			2			2
合計	7	21	10	23	5	66

※ アセス実施年度は、閣議・規程の対象事業については準備書の公告年度、法・条例対象事業については方法書の公告年度（乗移り案件の場合はみなし図書の公告年度）とした。

※1) ただし、「サンプラザ石垣開発計画」及び「大宜味村地先公有水面埋立事業」のアセス実施年度については、条例の事後調査手続の適用を受けるため、「準備書の公告年度(H12)」と「条例の施行年度(H13)」に重複させている。

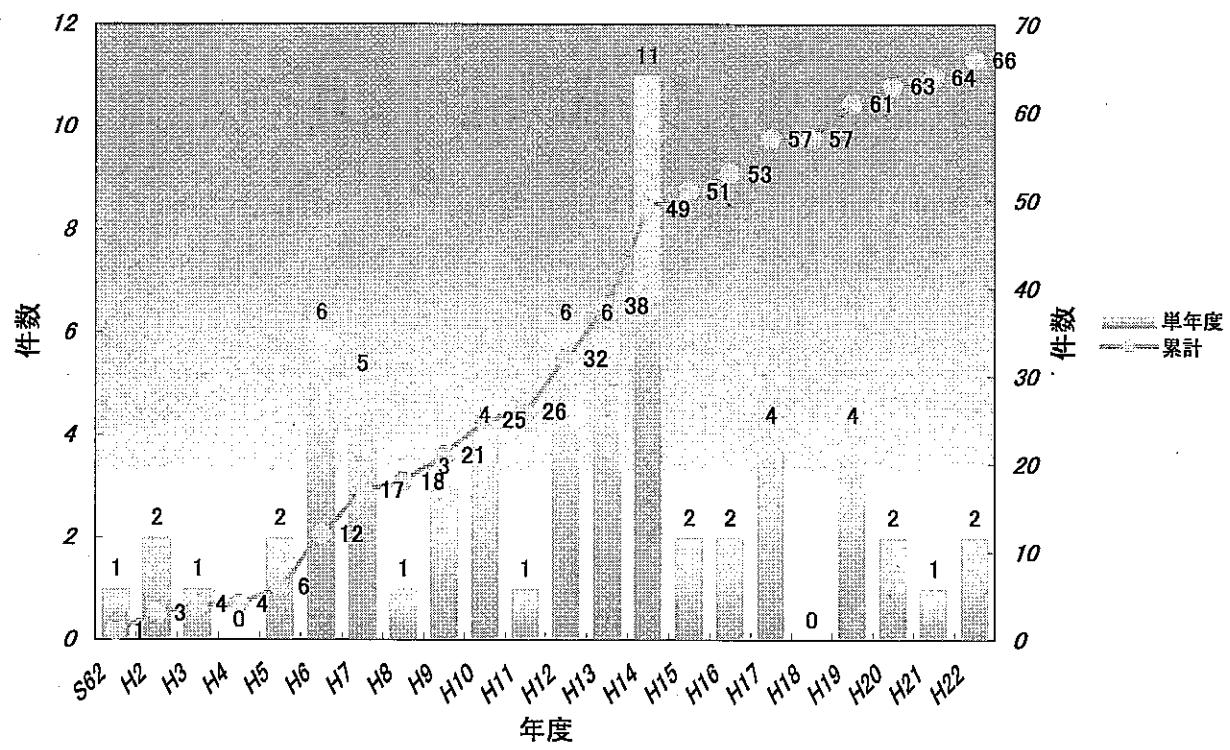


図1. 年度毎の環境影響評価の実施件数とその累積

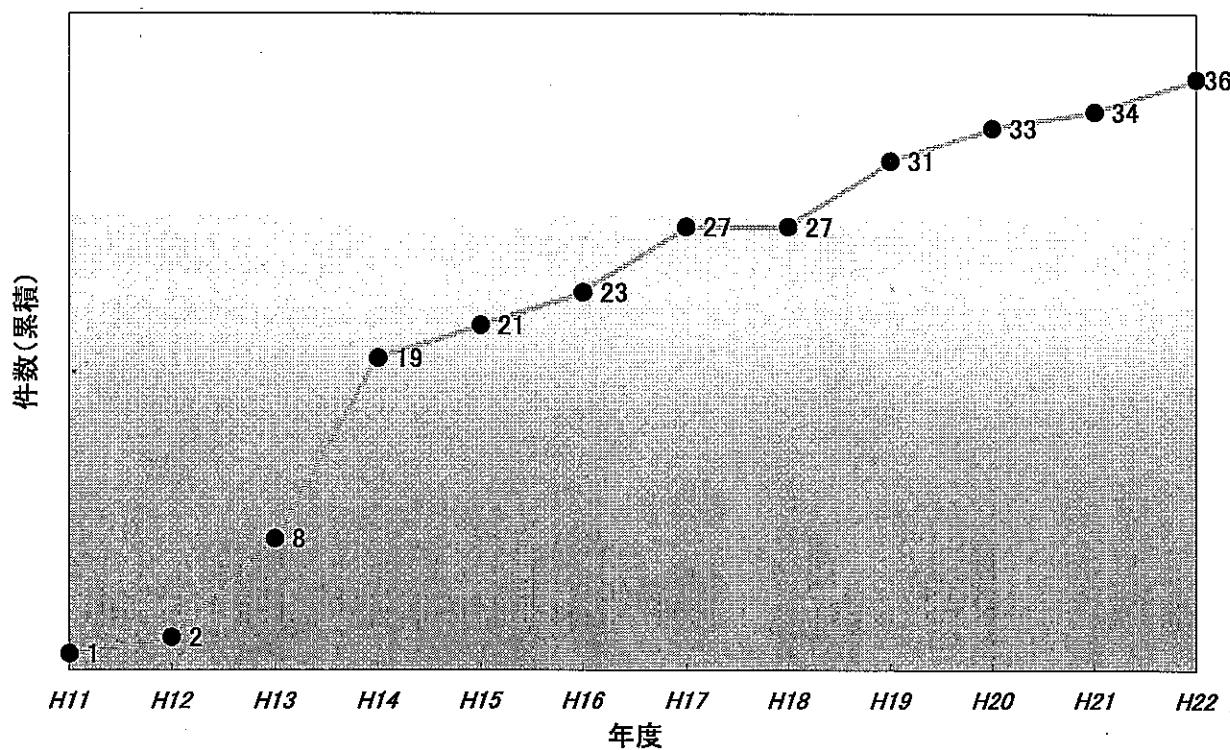


図2. 法及び条例に基づく環境影響評価の実施件数の累積

(3) 環境影響評価図書の審査数

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
方法書	法		1	1	1	2	2			1			2	10
	条例			1	7	2		1	1	3	2	1		18
	自主				1			1						2
	小計	0	1	2	9	4	2	2	1	4	2	1	2	30
準備書	法	1			1		1	1				1		5
	条例			4		3	2	2	2		2	1	3	19
	自主							2						2
	小計	1	0	4	1	3	3	5	2	0	2	2	3	26
評価書	条例			1	1	1	2	3	3			1		2
	自主				1				2					3
	小計	0	0	1	2	1	2	3	5	0	1	0	2	17
事後調査	法						1	1	1	2	2	3	1	11
	条例						3	3	3	6	7	8	8	38
	自主										1	1	1	3
	小計	0	0	0	0	0	4	4	4	8	10	12	10	52
計		1	1	7	12	8	11	14	12	12	15	15	17	125

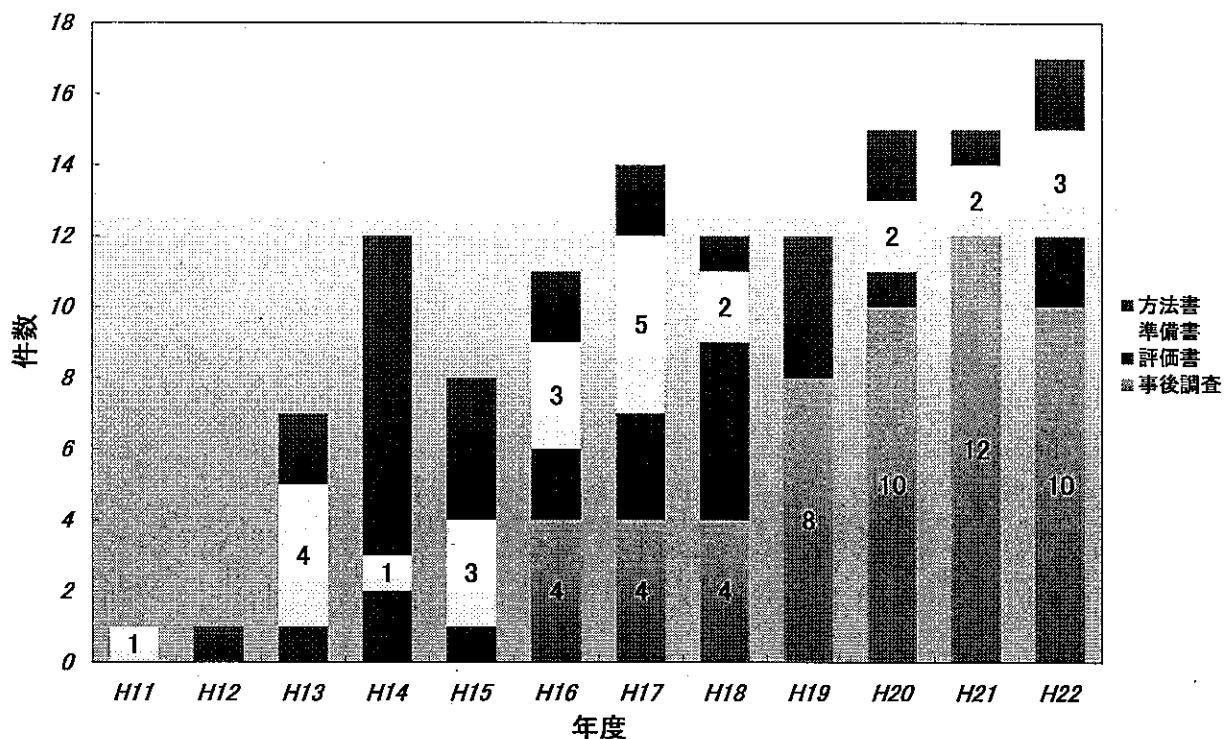


図3. 手続の各段階毎の環境影響評価の実施状況

(4) 事業種ごとの実施状況（平成 23 年 3 月末現在）

ア 本県における事業種ごとの実施状況

	旧制度			新制度			合 計
	閣議	規程	自主	法	条例	自 主	
土地区画	1	2			1		4
道 路	2		1	1	3	1	8
ダ ム					1		1
埋 立	4	2 ^{*2}		4	2 ^{*2}		12
飛行場		2	1	4 ^{*4}	2		9 ^{*4}
発電所				1			1
廃棄物処理施設		1			7		8
工場等建設		1					1
鉄道・軌道		1					1
レク ^{*1} ・ゴルフ場		10 ^{*2}			6 ^{*2}		16
その他 ^{*3}		2			1	2	5
合 計	7	21	2	10	23	3	66

※1 「レク」：レクリエーション施設の略

※2 規程アセスのうち 2 件（大宜味埋立、サンプラザ石垣）は、条例の事後調査手続の適用を受けるため、「規程」と「条例」に重複して計上している。

※3 その他土地の改変等（古宇利大橋整備事業、ワルミ大橋整備事業）

※4 一つの事業が複数の対象事業種に該当する場合や法と条例の対象事業となる場合については、それぞれにおいて計上した。（普天間飛行場代替施設建設事業、那覇空港滑走路増設事業）

※「閣議」：環境影響評価実施要綱（閣議決定要綱） 「規程」：沖縄県環境影響評価規程
「法」：環境影響評価法 「条例」：沖縄県環境影響評価条例

イ 法に基づく全国の環境影響評価の実施状況（平成 22 年 3 月末現在）

	手續中	手續完了	手續中止	合計	環境大臣意見
道路	15(15)	52(31)	9(8)	76(54)	52(31)
河川	2(2)	5(5)	1(1)	8(8)	5(5)
鉄道	3(2)	10(7)	2(2)	15(11)	10(7)
飛行場	—	7(7)	1(1)	8(8)	7(7)
発電所	10(10)	36(24)	4(4)	50(38)	37(25)
処分場	1(1)	4(3)	—	5(4)	—
埋立・干拓	2(1)	8(6)	1(1)	11(8)	—
面整備	3(2)	14(7)	3(2)	20(11)	14(6)
合計	36(33)	136(90)	21(19)	193(142)	125(81)

※1) 経過措置案件を含む。括弧内は当初からの法に基づく事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

※2) 環境大臣意見は、特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは、許認可等権者が国の機関である場合等に限られる。

※3) 上記集計には「その他の施設」1件と、「飛行場」1件（那覇空港拡張整備事業：H22）の計2件が含まれてない。

【参考】法と条例の環境影響評価実施状況の比較

- 法対象事業については、道路（76件・39%）と発電所（50件・26%）が突出して多い。
- 条例対象事業については、ゴルフ場（16件・24%）、埋立（12件・18%）、飛行場（9件・14%）、道路（8件・12%）、廃棄物処理施設（8件・12%）が多い。
- 本県で実施された法対象事業のアセスは、埋立4件、飛行場4件、道路1件、発電所1件で、埋立は全国（11件）の約36%、飛行場は全国（8件）の50%を占めている。

（5）各自治体制度（条例・要綱）に基づく環境影響評価の実施状況（別紙6・7参照）

ア 地方自治体における環境影響評価制度は、昭和48(1973)年の福岡県要綱、昭和51(1976)年の川崎市条例を契機として、国に先駆けて多くの自治体で導入された経緯があり、平成9(1997)年の環境影響評価法の成立までに47都道府県・12政令指定都市の計59団体のうち、条例7団体、要綱等36団体の計43団体で制度が導入されていた。平成22年4月1日現在、47都道府県・15政令指定都市の計62団体が条例を制定・施行済みである。

イ 本県における環境影響評価の実施状況を全国と比較すると、要綱と条例に基づくものは44件で15位、うち条例に基づくものは23件で18位となり、全国と比較して多いものではない。しかし、法施行後の近年の状況として、平成12年以後の件数で見ると、本県は28件で、神奈川県の141件、東京都の80件に次いで3位となっている。また、法に基づく実施件数については10件で全国1位となっている。法に基づくものの件数と平成12年以後の件数の合計は38件で全国3位となっており、法及び本県条例が制定された後の本県における環境影響評価の実施件数は、全国でもトップクラスとなっている。

ウ 各地方自治体における各事業種の実施件数を上位3位まで順位付けから分析すると、全国の各地方自治体における実施件数の多い事業種は、1位：道路、2位：発電所、3位：レジャー施設、4位：各種土地造成、5位：廃棄物処理施設となり、概ね、法の対象事業の実施状況と同様の状況となっている。しかし、本県における各事業種の実施件数の順位は、1位：レジャー施設、2位：埋立・干拓、3位：飛行場・廃棄物処理施設、5位：道路、6位：各種土地造成となっており、全国の各自治体において実施件数の順位が低い埋立と飛行場が上位に入っており、全国の各自治体において実施件数がトップである道路が5位となっている。

5 環境影響評価制度の効果

(1) これまで本県において環境影響評価の手続が実施された法対象事業に係る方法書・準備書、及び、条例対象事業に係る方法書・準備書・評価書のすべてに対して、環境保全の見地から知事意見を述べてきている。

※法対象事業に係る評価書に対しては、免許等権者が意見を述べる。

(2) 事業者は、知事意見や住民等の意見を勘案して事業内容や環境保全措置を検討することになるが、これまで、環境影響評価の手続の過程において、事業規模の縮小や貴重種の生息・生育域を回避するための事業実施区域の修正、移植等の環境保全措置の修正などが行われてきており、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減が図られ、環境の保全に配慮がなされている。

- 埋立事業：埋立面積の縮小、埋立法線の形状変更、重要な干潟域の回避、希少種（海草、サンゴ類）の移植措置 等
- 道路事業：自然度の高い地域を回避したルートへの変更、遮音壁の設置 等
- 飛行場事業：希少種の生息環境の創出、希少種の移植 等

○廃棄物処理施設：煙突高さ・建物の形状・色彩の変更 等

○ゴルフ場等：希少種の生育域を回避したコース配置の変更、改変面積の縮小、希少種の移植、赤土等流出防止対策の機械処理への変更 等

(3) 法の対象事業は、大規模な開発行為を対象としており、本県においても法に基づく環境影響評価が実施され、大規模な事業については環境の保全に配慮がなされてきたところであるが、島しょ性による狭隘で脆弱な環境及び海洋性亜熱帯気候という本県特有の環境条件を考慮すると、法の対象規模以下の事業や対象外の事業の実施によっても環境へ影響を及ぼすおそれがある。

そのため、本県条例では、法の対象規模以下の事業及び対象外の事業を条例の対象として環境影響評価を実施させることにより、本県の環境の保全が図られてきている。

環境影響評価法の対象事業一覧表

事業の種類	第一種事業	第二種事業
1. 道路		
・高速自動車国道	すべて	—
・首都高速道路など	4車線以上のもの	—
・一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
・林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2. 河川		
・ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
・放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3. 鉄道		
・新幹線鉄道	すべて	—
・鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4. 飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m～2500m
5. 発電所		
・水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
・火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
・地熱発電所	出力1万kW以上	出力7500kW～1万kW
・原子力発電所	すべて	—
6. 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7. 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8. 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10. 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12. 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13. 宅地の造成の事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○ 港湾計画	埋立・堀込み面積の合計300ha以上	

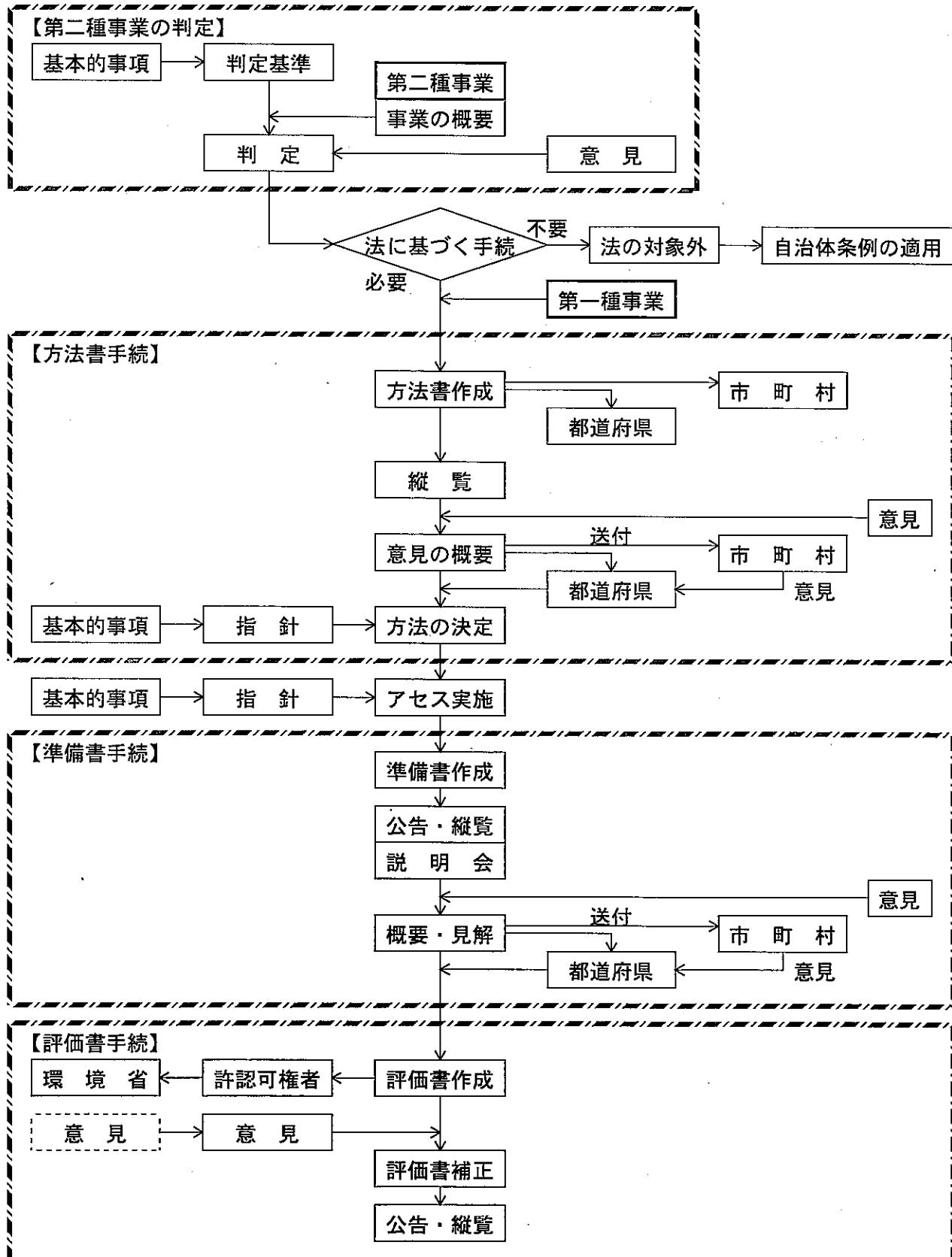
沖縄県環境影響評価条例の対象事業一覧表

事業の種類	対象規模	
	一般地域	特別配慮地域 ^①
1 道路		
	一般国道・県道・市町村道・農道	2車線以上・10km以上
	一般国道・県道・市町村道	4車線以上・7.5~10km
	特別な場合の一般国道等 ^②	2車線以上・2km以上
2 鉄道・軌道		
普通鉄道・モノレール	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	新設軌道	長さ5km以上
3 ダム・堰・放水路等		
	ダム	貯水面積20ha以上
	堰	湛水面積15ha
	放水路	土地改変面積15ha以上
	砂防ダム	堆砂敷面積5ha以上
4 発電所の建設		
	水力発電所	出力1.5万kw以上
	火力発電所	出力5万kw以上
5 飛行場の建設		
	飛行場	すべて
	ヘリポート	滑走路長30m以上
6 埋立て又は干拓	面積15ha以上	面積7.5ha以上
7 土地区画整理事業	面積30ha以上	面積15ha以上
8 農用地の造成又は改良		
	農用地の造成	最大団地の面積20ha以上
	農用地の改良	最大団地の面積80ha以上
9 工場団地の造成	面積30ha以上	面積15ha以上
10 住宅団地の建設	面積30ha以上	面積15ha以上
11 ゴルフ場の建設	面積20ha以上	面積10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設	面積20ha以上	面積10ha以上
13 廃棄物処理施設		
	廃棄物焼却施設 ^③	処理能力50t/日以上
	PCB焼却施設 ^③	すべて
	し尿処理施設	処理能力50kℓ/日以上
	最終処分場 ^④	埋立面積10ha以上
14 下水道終末処理場	計画下水量4万m ³ /日以上	計画下水量2万m ³ /日以上
15 工場・事業場	排出ガス量10万m ³ /h以上	排出ガス量5万m ³ /h以上
	排出水量5,000m ³ /日以上	排出水量2,500m ³ /日以上
16 畜産農業施設の建設		
	豚房施設	豚房面積5,000m ² 以上
	牛房施設	牛房面積5,000m ² 以上
17 土石又は砂利の採取	採取面積10ha以上	採取面積5ha以上
18 鉱物の掘採の事業	探掘面積10ha以上	探掘面積5ha以上
19 防波堤の建設又は改良	堤長1,000m以上	堤長500m以上
20 養殖場の建設	面積15ha以上	面積7.5ha以上
○ 港湾計画	埋立・堀込み面積の合計150ha以上	

- (注) 1 「特別配慮地域」とは、国立公園特別地域等の自然環境保全上、特に配慮が必要な地域をいう。
 2 「特別な場合の一般国道等」とは、森林区域を通過する、もしくは島しょ間を橋梁等で通過する一般国道等をいう。
 3 「廃棄物焼却施設」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設をいう。
 4 「最終処分場」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場をいう。

環境影響評価法の手続の流れ

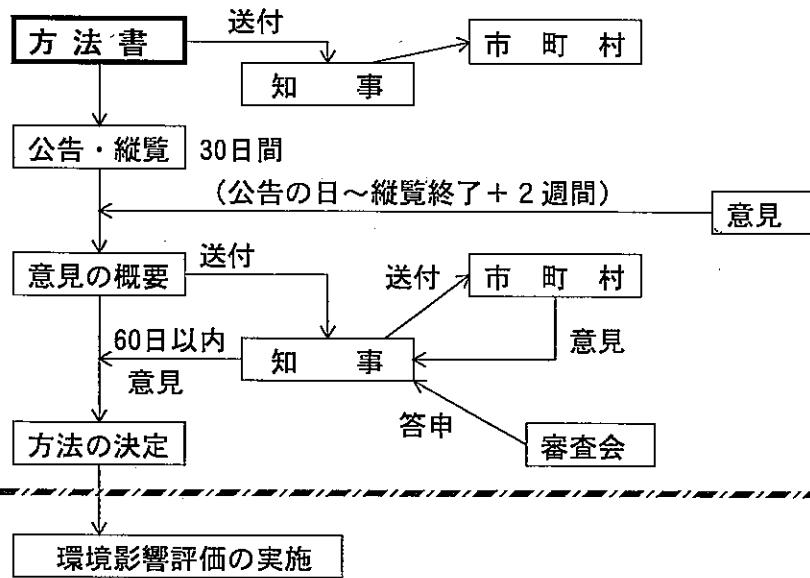
[環境庁] [許認可権者] [事業者] [都道府県] [市町村] [国民]



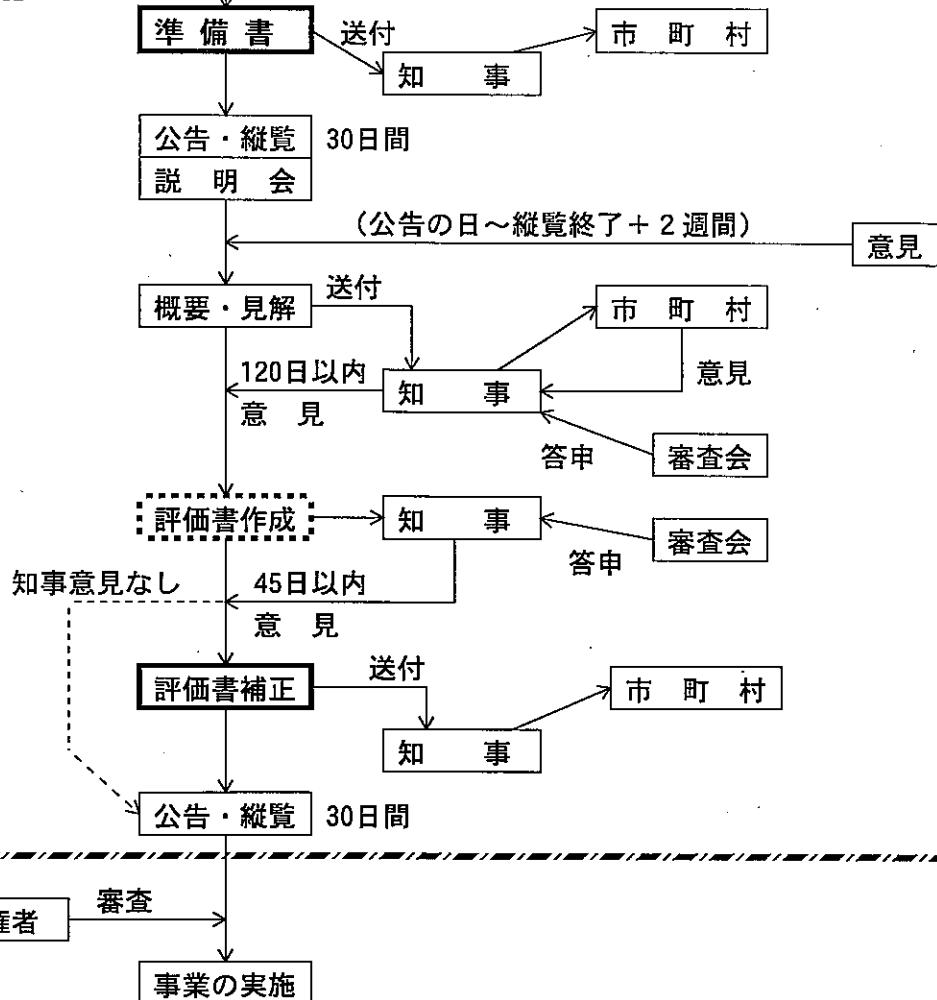
沖縄県環境影響評価条例の手続の流れ

[許認可権者] [事業者] [県] [市町村] [県民]

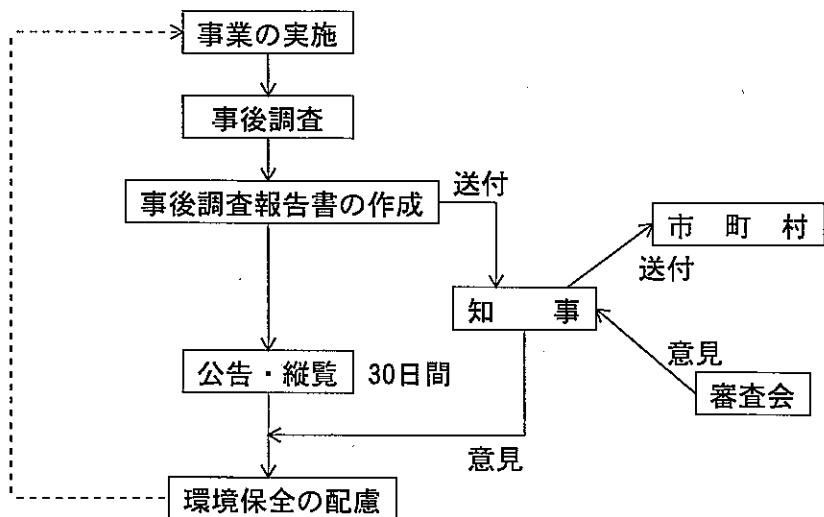
【方法書手続】



【準備書・評価書手続】



【事後調査の手続】



※環境影響評価は、事業の実施前にあらかじめ行うものであるため、事業の実施後に行う
事後調査は、環境影響評価には含まれない。

環境影響評価制度に基づく環境影響評価実施状況

法アセス：10件（手続の再実施を含む延べ件数）

	番号	種別	名称	実施主体	事業実施場所	規模	手続の実施者	方法書公告日	知事意見の回答年月日	準備書公告日	知事意見の回答年月日	許可書送付日 (免許等権者宛)	免許等権者意見 (環境大臣意見)	補正評価書 公告日	平成23年8月31日現在	備考
法アセス	1	公有水面埋立	中城港湾(泡瀬地区) 公有水面埋立事業	沖縄総合事務局 及び県	沖縄市泡瀬	約187ha	沖縄総合事務局 及び県	—	—	H11.4.9	H11.10.12	H11.11.30 (県港湾課へ)	H12.2.23 (なし)	H12.3.23	平成11年度実施 法の経過措置案件	
	2	道路	一般国道329号沖縄 バイパス建設事業	沖縄総合事務局	沖縄市	約10.2km	沖縄県	H12.9.29	H13.2.16						平成12年度実施 都計アセス 準備書段階で手続中断	
	3	飛行場	与那国空港 拡張整備事業	沖縄県	与那国町字与那国	500m延長 1,500→2,000m	沖縄県	H13.6.12	H13.10.24	H13.11.30	H14.5.17	H14.6.12 (国交省へ)	H14.8.19 (H14.7.26)	H14.9.20	平成13年度実施	
	-	発電所※	吉の浦火力発電所	沖縄電力(株)	中城村字泊	96万kW級 (24万kW×4基)	沖縄電力(株)	H14.10.4	H15.3.3 (経産省勧告) H15.3.27	—	—	—	—	—	平成14年度実施	
	4	飛行場	新石垣空港整備事業	沖縄県	石垣市字白保	2,000m新設	沖縄県	H14.12.24	H15.5.29	H15.3.30	H16.9.28	H17.2.28 (国交省へ)	H17.5.27 (H17.4.15)	H17.9.9	平成14年度実施	
	5	発電所※	吉の浦火力発電所 (再手続き)	沖縄電力(株)	中城村字泊	100.4万kw級 (25.1万kw×4基)	沖縄電力(株)	H15.11.6	H16.3.23 (経産省勧告) なし	H17.7.4	H17.12.22 (経産省へ)	H18.5.31 H18.2.17 (環境大臣意見) H18.3.20 (経産省勧告)	H18.6.26 (経済産業大臣 の確定通知)	H18.7.3	平成15年度実施 ※LNG船舶の航路変更に 伴う事業実施区域の変更 による手続の再実施	
	6	公有水面埋立	普天間飛行場代替施 設建設事業(リーフ上 案)	那覇防衛施設局	名護市辺野古沿岸域及 び中城湾港新港地区	約207ha	那覇防衛施設局	H16.4.28	H16.11.29	—	—	—	—	—	平成16年度実施 併せて手続を実施 廃止届:H19.8.7	
	7	飛行場				2,000m新設										
	8	公有水面埋立 (※飛行場:条例 対象事業)	普天間飛行場代替施 設建設事業	沖縄防衛局	名護市辺野古沿岸域	1,600m新設 約207ha	沖縄防衛局	H19.8.14	H20.1.21	H21.4.2	H21.10.13					平成19年度実施 ※飛行場事業と併せて手 続を実施
	9	公有水面埋立	那覇空港滑走路増設 事業	沖縄総合事務局	那覇市字大嶼 豊見城市字瀬長	約160ha	沖縄総合事務局 大阪航空局	H22.8.2	H22.12.27	—	—	—	—	—	平成22年度実施 併せて手続を実施	
	10	飛行場 (滑走路増設)				2,700m増設										

※発電所の環境影響評価では、電気事業法の特例により、方法書、準備書の段階で経済産業省の勧告がある。また、環境省は準備書の段階で意見を提出する。

環境影響評価制度に基づく環境影響評価実施状況

県条例アセス：23件

番号	種別	名称	実施主体	事業実施場所	規模	手続の実施者	方法書公告日	知事意見の回答年月日	準備書公告日	知事意見の回答年月日	評価書送付日	知事意見の回答年月日	補正評価書公告日	平成23年8月31日現在	備考
県 条 例 ア セ ス	1	レクリエーション施設等の建設	サンプラザ石垣開発計画	(株)サンプラザ石垣	石垣市字平久保平久保牧地内	約133ha	(株)サンプラザ石垣	—	—	H13.2.27 準備書提出日	H13.8.14	H13.10.24 評価書提出日	—	—	平成13年度実施 ゴルフ場の開発 条例の事後調査手続
	2	埋立て又は干拓	大宜味村地先(塩屋湾外海)公有水面埋立事業	大宜味村	大宜味村字塩屋安慶名987番地の2から同村字上原阿根701	約39.7ha	大宜味村長	—	—	H13.3.26 準備書提出日	H13.8.14	H13.10.31 評価書提出日	—	—	平成13年度実施 条例の事後調査手続適用
	3	ごみ焼却施設	中部北環境施設組合ごみ処理施設建設事業	中部北環境施設組合	うるま市字栄野比安城原	166トン/日 (2炉)	具志川市長	—	—	H13.3.14	H13.9.18	H13.12.7	H14.1.18	H14.2.6	平成13年度実施 都市計画アセス条例への乗り移り案件
	4	ごみ焼却施設	那覇市・南風原町ごみ処理施設整備事業	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合	南風原町新川地区	450トン/日 (3炉)	那覇市長 南風原町長	—	—	H13.10.25	H14.3.5	H14.4.5	H14.5.17	H14.7.13	平成14年度実施 都市計画アセス条例への乗り移り案件
	5	ダム	儀間川総合開発事業	沖縄県	久米島町(久米島)	約16ha (2ダム)	沖縄県	H13.11.30	H14.3.22	H17.6.28	H17.12.22	H18.5.8	H18.7.5	H18.8.1	平成13年度実施
	6	ゴルフ場	米軍泊瀬ゴルフ場移設事業	那覇防衛施設局	沖縄市・うるま市(嘉手納弾薬庫地区)	約170ha	那覇防衛施設局	H13.12.26	H14.5.17	H15.5.15	H15.11.28	H16.6.14	H16.7.29	H16.10.7	平成13年度実施
	7	レクリエーション施設	ヤエネシア村開発計画	昭和開発(株)	石垣市平久保地内	約58.5ha	昭和開発(株)	H14.4.30	H14.8.16	H14.11.28	H15.4.4	H15.5.26	H15.7.10	H15.11.18	平成14年度実施
	8	し尿処理施設	ホワイトビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業	那覇防衛施設局	うるま市ホワイトビーチ地区	約570kl/日	那覇防衛施設局	H14.7.1	H14.10.28	H16.9.30	H17.3.18	H17.10.4	H17.11.18	H18.2.16	平成14年度実施
	9	ゴルフ場	八重山リゾート開発計画	八重山リゾート開発(株)	石垣市野底地内	約110.3ha	八重山リゾート開発(株)	H14.7.26	H14.11.11	H16.5.19	H16.10.29	H17.2.28	H17.4.14	H17.5.24	平成14年度実施
	10	農用地の改良	県営烟地帯総合整備事業西原地区	沖縄県	宮古島市西原地区	約207ha	沖縄県	H14.8.14	H14.12.2	H18.3.30	H18.9.28	H18.12.14	H19.1.30	H19.3.1	平成14年度実施
	11	ゴルフ場	ペルピチゴルフクラブ9ホール建設工事	沖縄本部カントリークラブ	本部町崎本部地内	約77.7ha	沖縄本部カントリークラブ	H14.8.21	H15.1.17	—	—	—	—	—	平成14年度実施 廃止届:H17.12.22
	12	道路	伊良部大橋橋梁整備事業	沖縄県	宮古島市久松～同市池間添	約6,300m	沖縄県	H14.10.1	H15.1.17	H15.11.25	H16.3.31	H16.4.28	H16.6.9	H16.6.22	平成14年度実施
	13	ごみ焼却施設	倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業	倉浜衛生施設組合	沖縄市字池原	309トン/日 (3炉)	沖縄市長	H15.3.31	H15.7.18	H18.3.9	H18.9.4	H18.10.12	H18.11.24	H19.1.18	都市計画アセス平成14年度実施
	14	ゴルフ場	(仮称)読谷ゴルフ俱楽部	沖縄土地住宅株式会社	読谷村字牧原地内	約44.3ha	沖縄土地住宅株式会社	H15.8.8	H15.11.28	H17.3.28	H17.9.13	H17.12.22	H18.2.3	H18.3.9	平成15年度実施
	15	道路	県道平和の道線(仮称)整備事業	沖縄県	糸満市真栄里～糸満市山城	7.4km	沖縄県	H17.8.19	H17.12.5	H20.4.15	H20.11.7	H23.1.26	H23.3.10		平成17年度実施
	16	ごみ焼却施設	産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業	株式会社 倉敷環境	うるま市石川東恩納	200トン/日	株式会社 倉敷環境	H17.9.30	—	—	—	—	—	—	平成17年度実施 廃止届:H18.3.24
	17	公有水面埋立	那覇港(浦添ふ頭地区)公有水面埋立事業	浦添市土地開発公社	浦添市西洲二丁目地先～同市港川地先	約22.2ha	浦添市土地開発公社	H18.2.8	H18.5.28	H19.10.31	H20.5.20	H20.7.11	H20.8.22	H20.9.24	平成17年度実施
	18	道路	主要地方道南風原知念線(地域高規格道路 南部東道路)整備事業	沖縄県	南風原町字山川～南城市玉城字垣花	約8.3km	沖縄県	H19.4.24	H19.8.13	H22.9.2	H23.3.3	H23.6.10	H23.7.25		平成19年度実施 都市計画アセス
	19	ごみ焼却施設	産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業	株式会社 倉敷環境	沖縄市字池原	200トン/日	株式会社 倉敷環境	H19.4.26	H19.12.25	H21.12.15	H22.6.24	H22.9.15	H22.10.27	H22.11.22	平成19年度実施
	20	飛行場	(公有水面埋立：法対象事業)普天間飛行場代替施設建設事業	沖縄防衛局	名護市辺野古沿岸域	1,600m新設 約207ha	沖縄防衛局	H19.8.14	H19.12.21	H21.4.2	H21.10.13				平成19年度実施

	番号	種別	名称	実施主体	事業実施場所	規模	手續の実施者	方法書公告日	知事意見の回答年月日	準備書公告日	知事意見の回答年月日	評価書送付日	知事意見の回答年月日	補正評価書公告日	備考
県条例アセス	21	飛行場	伊平屋空港整備事業	沖縄県	伊平屋村字野甫	1,180m新設	沖縄県	H20.5.13	H20.8.25	H22.4.19	H22.10.27	H23.3.23	H23.5.9		平成20年度実施
	22	ごみ焼却施設	宮古島市ごみ処理施設整備事業	宮古島市	宮古島市平良字西仲宗根地内	63トン／日	宮古島市	H20.10.23	H21.3.5						平成20年度実施 都市計画アセス
	23	土地区画整理事業	アワセゴルフ場跡地区画整理事業(仮称)	北中城村	沖縄市字池原勢頭原・奈呂加原	約48ha	北中城村長	H21.6.21	H21.9.25						平成21年度実施 都市計画アセス

	番号	種別	名称	実施主体	事業実施場所	規模	手續の実施者	方法書公告日	知事意見の回答年月日	準備書公告日	知事意見の回答年月日	評価書送付日	知事意見の回答年月日	補正評価書公告日	備考
自主アセス	1	道路	村道辺野喜楚洲線	沖縄県	国頭村辺野喜～楚洲	約1,760m	沖縄県	—	—	—	—	H14.9.5 (協議図書)	H15.1.7 (部長意見)	H15.2.26 (事業者見解)	平成14年度実施 旧規程に準じた自主アセス
	2	ヘリパッド	北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業	那覇防衛施設局	国頭村、東村 (米軍北部訓練場内)	直径75m 6箇所	那覇防衛施設局	H14.6.21 (検討書)	H14.10.11	H18.2.10 (環境影響評価図書案)	H18.8.25	H18.12.14	H19.1.26	H19.2.21	平成14年度実施 条例に準じた自主アセス
	3	大学院大学 (条例対象外)	沖縄科学技術大学院大学(仮称)整備事業	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	恩納村字谷茶及び字南恩納	造成可能範囲 約80haの一部	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	H17.5.9	H17.8.30	H18.2.27	H18.8.22	H18.12.4	H19.1.15	H19.2.13	平成17年度実施 条例に準じた自主アセス

地方自治体における環境影響評価の実施状況(2010年度末現在)

	条例・要綱	うち条例	H12～H22	法・閣議	うち法	総計	うちH12以後+法
1 北海道	65 ⑩	65 ⑩	3	75 ①	8 ③	140 ⑤	11
1 札幌市	(2)	(2)	(2)				
2 青森県	20	20	13	16	6 ⑤	36	19 ⑥
3 岩手県	21	21	15 ⑤	14	0	35	15
4 宮城県	19	14	13	20 ⑯	3	39	16
2 仙台市	(5)	(5)	(5)				
5 秋田県	1	1	0	27 ⑤	3	28	3
6 山形県	5	5	0	27 ⑤	3	32	3
7 福島県	40 ⑰	40 ⑯	14	25 ⑦	3	65 ⑭	17 ⑧
8 茨城県	9	9	0	24 ⑨	3	33	3
9 栃木県	18	18	1	16	2	34	3
10 群馬県	12	12	7	15	3	27	10
11 埼玉県	81 ⑧	81 ⑧	12	40 ②	2	121 ⑦	14
3 さいたま市	(1)	(1)	(1)				
12 千葉県	93 ⑥	93 ⑥	15 ⑤	25 ⑦	7	118 ⑧	22 ⑤
4 千葉市	(8)	(8)	(1)				
13 東京都	260 ②	260 ②	80 ②	14	4 ②	274 ②	84 ②
14 神奈川県	364 ①	364 ①	141 ①	23 ⑩	9 ②	387 ①	150 ①
5 横浜市	(56)	(56)	(18)				
6 川崎市	(227)	(227)	(104)				
7 相模原市	(0)	(0)	(0)				
15 新潟県	49 ⑭	49 ⑭	11	22 ⑬	0	71 ⑫	11
8 新潟市	(0)	(0)	(0)				
16 富山県	5	5	1	21 ⑮	0	26	1
17 石川県	6	6	4	12	2	18	6
18 福井県	5	5	0	15	2	20	2
19 山梨県	8	8	2	8	0	16	2
20 長野県	35 ⑯	35 ⑯	3	13	1	48 ⑯	4
21 岐阜県	16	16	13	20	1	36	14
22 静岡県	21	20	4	19	0	40	4
9 静岡市	(0)	(0)	(0)				
10 浜松市	(1)	(0)	(1)				
23 愛知県	69 ⑨	69 ⑨	12	40 ②	5 ⑧	109 ⑩	17 ⑧
11 名古屋市	(46)	(46)	(6)				
24 三重県	131 ③	131 ③	8	19	2	150 ③	10
25 滋賀県	61 ⑫	61 ⑫	8	3	0	64 ⑯	8
26 京都府	27	27 ⑯	11	14	1	41 ⑰	12
12 京都市	(8)	(8)	(4)				
27 大阪府	88 ⑦	88 ⑦	15 ⑤	22 ⑬	4	110 ⑨	19 ⑥
13 大阪市	(22)	(22)	(12)				
14 堺市	(2)	(2)	(2)				
28 兵庫県	117 ④	105 ⑤	10	27	6 ⑤	144 ④	16
15 神戸市	(68)	(68)	(4)				
29 奈良県	2	2	2	6	2	8	4
30 和歌山県	3	3	2	10	2	13	4
31 鳥取県	4	4	0	18 ⑯	3	22	3
32 島根県	9	9	3	19 ⑯	4	28	7
33 岡山県	107 ⑤	107 ④	12	17 ⑯	5 ⑧	124 ⑥	17 ⑧
16 岡山市	(0)	(0)	(0)				
34 広島県	50 ⑬	49 ⑬	9	17	2	67 ⑫	11
17 広島市	(13)	(13)	(8)				
35 山口県	41 ⑯	41 ⑯	6	23 ⑩	5 ⑥	64 ⑯	11
36 徳島県	1	1	1	8	1	9	2
37 香川県	21	21	1	5	2	26	3
38 愛媛県	6	6	6	15	5 ⑧	21	11
39 高知県	9	9	2	10	1	19	3
40 福岡県	30	27 ⑯	18 ④	33 ④	6 ⑤	63 ⑯	24 ④
18 北九州市	(16)	(16)	(10)				
19 福岡市	(9)	(6)	(6)				
41 佐賀県	2	2	2	11	3	13	5
42 長崎県	62 ⑯	62 ⑯	8	11	2	73 ⑯	10
43 熊本県	11	11	9	14	3	25	12
44 大分県	17	17	2	14	4	31	6
45 宮崎県	4	4	3	12	1	16	4
46 鹿児島県	13	13	2	13	3	26	5
47 沖縄県	44 ⑯	23 ⑯	28 ③	17 ⑯	10 ①	61 ⑯	38 ③
合計	2,082 件	2,039 件	532 件	889 件	144 件	2,971 件	676 件

<境影響評価支援ネットワーク(環境省)のデータベースより作成>

※1) 制度の対象ではないものの、事業者が自主的に実施したもの(通称「自主アセス」)は含めていない。

※2) 法が平成11(1999)年6月から全面施行されたことから、近年の実施状況として、平成12(2000)年以後の件数についても示した。

※3) 政令指定都市の実施件数は、道府県の実施件数の内数である。

※4) 実施件数の後の丸数字(①等)は、順位を示している。

地方自治体における事業種別の環境影響評価の実施状況(2010年度末現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	廃棄物処理施設	埋立・干拓	各種土地造成	港湾計画	下水道新規処理施設	工場・事業所	レジャー施設	土石採取	その他	合計	
1 北海道	48 ①	15	1	6	26 ②	2	4	21 ③	5	0	2	7	0	4	141 (5)	
2 青森県	7 ①	1	1	1	5 ②	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16 (43)	
3 岩手県	8 ①	2	0	1	7 ②	6 ③	0	2	0	0	0	6 ③	0	3	35 (23)	
4 宮城県	13 ②	0	2	2	2	1	1	15 ①	0	0	1	1	0	4 ③	42 (20)	
5 秋田県	14 ①	2 ③	0	0	9 ②	2 ③	0	0	0	0	0	1	0	0	28 (30)	
6 山形県	18 ①	0	0	0	8 ②	1	0	1	0	0	0	4 ③	0	0	32 (27)	
7 福島県	6	0	0	1	18 ②	7 ③	0	0	0	0	4	26 ①	0	3	65 (14)	
8 茨城県	11 ②	0	2	1	2	3 ③	2	12 ①	0	0	0	0	0	0	33 (26)	
9 栃木県	5	1	0	0	6 ③	0	0	8 ②	0	0	0	13 ①	0	1	34 (25)	
10 群馬県	7 ①	1	0	0	6 ②	1	0	3	0	0	1	4 ③	0	4 ③	27 (31)	
11 埼玉県	20 ③	0	4	0	1	9	0	38 ②	0	0	2	43 ①	0	5	122 (7)	
12 千葉県	13 ③	0	6	0	8	8	0	37 ②	0	0	2	40 ①	2	2	118 (8)	
13 東京都	47 ②	0	37 ③	9	2	29	7	26	1	3	16	2	10	85 ①	274 (2)	
14 神奈川県	28	1	20	2	20	27	10	91 ②	0	2	30 ③	3	3	157 ①	394 (1)	
15 新潟県	10	0	0	1	23 ①	18 ②	1	2	0	0	1	13 ③	0	2	71 (12)	
16 富山県	5 ②	0	0	0	16 ①	2 ③	0	0	0	0	1	2 ③	0	0	26 (34)	
17 石川県	6 ②	0	0	1	7 ①	3	0	0	0	0	0	1	0	0	18 (40)	
18 福井県	3 ③	0	1	1	8 ①	2	0	4 ②	0	0	0	1	0	0	20 (38)	
19 山梨県	5 ①	0	0	0	3 ③	2	0	4 ②	0	1	0	1	0	0	16 (43)	
20 長野県	7 ③	0	0	1	9 ②	4	0	0	0	0	0	27 ①	0	0	48 (19)	
21 岐阜県	9 ②	0	0	0	12 ①	3	0	3	0	0	4 ③	2	0	3	36 (23)	
22 静岡県	15 ①	0	0	2	8 ②	1	0	6 ③	0	0	1	5	0	2	40 (22)	
23 愛知県	21 ①	0	15	1	7	13 ③	6	12	0	3	0	12	0	20 ②	110 (9)	
24 三重県	26 ②	3	0	0	10	3	3	24 ③	0	6	5	70 ①	0	0	150 (3)	
25 滋賀県	4	4	0	0	2	5 ③	4	15 ②	2	1	4	17 ①	2	4	64 (16)	
26 京都府	19 ①	0	4	0	2	4	0	5 ③	0	0	0	6 ②	0	1	41 (21)	
27 大阪府	25 ①	1	14 ②	6	10	12 ③	6	11	0	4	3	4	2	8	106 (10)	
28 兵庫県	35 ①	1	8	3	11	12	7	31 ②	3	2	2	25 ③	1	7	148 (4)	
29 奈良県	3 ①	0	0	0	2 ②	0	0	1	0	0	2 ②	0	0	0	8 (47)	
30 和歌山県	8 ①	0	0	0	1 ③	0	0	2 ②	0	0	0	0	2 ②	0	13 (45)	
31 鳥取県	8 ②	0	0	1	9 ①	2 ③	0	0	0	0	1	1	0	0	22 (36)	
32 島根県	11 ①	2	1	0	5 ②	4	0	0	0	0	0	5 ②	0	0	28 (30)	
33 岡山県	7	0	2	3	11	3	5	36 ①	0	16 ③	0	34 ②	0	7	124 (6)	
34 広島県	13 ③	2	0	3	3	14 ②	3	11	0	0	0	16 ①	0	2	67 (13)	
35 山口県	8	1	0	3	1	14 ②	3	9	15 ①	0	0	2	9 ③	0	0	64 (16)
36 徳島県	5 ①	0	0	0	1 ③	0	3 ②	0	0	0	0	0	0	0	9 (46)	
37 香川県	6 ②	0	0	0	1	1	2	4 ③	0	0	1	11 ①	0	0	26 (34)	
38 愛媛県	6 ①	2	1	0	5 ②	2	0	2	0	0	3 ③	0	0	0	21 (37)	
39 高知県	7 ①	0	0	1	4 ③	1	0	0	0	0	0	6 ②	0	0	19 (39)	
40 福岡県	12 ①	3	1	1	5	11 ②	6	9 ③	2	0	8	3	1	1	63 (17)	
41 佐賀県	5 ①	1	1	0	3 ②	0	0	3 ②	0	0	0	0	0	0	13 (45)	
42 長崎県	9 ③	1	1	0	10 ②	7	23 ①	6	5	0	0	10 ②	0	1	73 (11)	
43 熊本県	6 ②	0	1	0	6 ②	7 ①	4	1	0	0	0	0	0	0	25 (35)	
44 大分県	8 ②	0	0	0	6 ③	1	1	0	0	0	1	13 ①	0	0	31 (28)	
45 宮崎県	7 ①	0	0	0	5 ②	3 ③	0	0	0	0	0	0	0	1	16 (43)	
46 鹿児島県	8 ②	0	0	0	5 ③	0	1	1	0	0	0	10 ①	0	1	26 (34)	
47 沖縄県	6 ④	1 ⑦	1 ⑦	8 ③	1 ⑦	8 ③	12 ②	4 ⑤	0	0	1 ⑦	16 ①	0	3 ⑥	61 (18)	
合計		578 件	45 件	124 件	59 件	345 件	247 件	120 件	468 件	18 件	38 件	98 件	470 件	23 件	331 件	2,964 件

<境影響評価支援ネットワーク(環境省)のデータベースより作成>

※1) 制度の対象ではないものの、事業者が自主的に実施したもの(通称「自主アセス」)は含めていない。

※2) 合計欄の括弧内の数は、合計数の全国順位を示している。

※3) 実施件数の後の丸数字(①等)は、各自治体における各自業種の実施件数の上位3位までを示している。